

独立行政法人日本万国博覧会記念機構の中期目標

独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 29 条の規定により、独立行政法人日本万国博覧会記念機構（以下「機構」という。）が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定める。

はじめに

（機構の使命）

機構は、日本万国博覧会の基本理念である「人類の進歩と調和」を広く国内外に向けて発信すべく、日本万国博覧会の資産を活かし、緑に包まれた文化公園の適正な運営を行い、これを国民の利用に供するとともに、日本万国博覧会の成功を記念するにふさわしい文化的活動や国際相互理解の促進に資する活動の支援を行う重要な役割を担っている。

（機構を取り巻く環境）

国民の余暇の過ごし方や社会的関心が多様化している中、国民の意識の変化に対応した集客力の高い施設や魅力あるイベントの開催誘致等ニーズに応じた対応が求められている。

また、自然破壊や地球温暖化など地球環境問題の深刻化を受け、人類と自然の共生への取組みの重要性が増している。

こうした中、日本万国博覧会記念公園（以下「公園」という。）については、各種文化的施設を配置した日本万国博覧会の成功を記念するにふさわしい文化公園として整備を図ってきたが、都市の中の自然のあり方を先導していくという観点をも踏まえ、社会的関心等に的確に対応した施設配置、公園運営が求められている。

一方、日本万国博覧会記念基金（以下「基金」という。）については、これを適正に管理し、確実かつ有利な方法により運用し、その運用収益の一部をもって日本万国博覧会を記念するにふさわしい事業に対して助成を行うことを通じて文化的活動、国際相互理解の促進に寄与するなどの社会的要請に応じていくことが必要である。

機構は、機構を取り巻く環境に応じた業務運営を行っていく必要がある。

1. 中期目標の期間

機構の中期目標の期間は平成15年10月1日から平成20年3月31日までの4年6ヶ月間とする。

2. 業務運営の効率化に関する事項

機構は、以下の各事項に関し具体的措置を講ずることにより、独立採算により公園事業と基金事業を不離一体のものとして効率的かつ効果的に運営する。

(1) 共通事項

- ① 中期目標期間中、認可法人の時と比べて総費用について20%以上削減するとともに、総費用のうち一般管理費についても20%以上削減する。

さらに、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）を踏まえ、平成18年度以降5年間において、国家公務員に準じた人件費削減の取組を行うとともに、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを進める。

- ② 経費節減について、民間のノウハウを活用し、例えば、汎用品の活用等によりコストの削減を図る。
- ③ 組織体制の再編、業務処理の効率化を図り、また事業の実績評価を確実にいき、更なる問題点の把握及びその改善に努める。
- ④ 職員の能力と実績を適正かつ厳格に評価し、その結果を処遇に反映させるとともに、適材適所の人事配置とし、職員の能力向上を図る。

(2) 公園に関する事項

- ① 公園の整備・管理業務について、競争入札の範囲の拡大等により経費の効率的な執行に努める。
- ② 公園敷地の有効利用を図る。

(3) 基金に関する事項

基金の運用について確実かつ有利な運用に努める。

3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

(1) 公園に関する事項

- ① 利用者に対するサービスの向上

イ 機構は、利用者の利便性の向上に資するため、利用者等のニーズの把握に努めるとともに、季節、曜日等により入園時間を延長するなどサービスの向上を図る。

また、公園整備やイベントの開催について民間の発想を活用する。

ロ 機構は、公園の年間入園者数及びスポーツ施設等の利用件数が、中

期目標の期間内の平均で平成14年度実績（1,298千人、10,885件）を上回るようにする。

② 環境保全への積極的な貢献

機構は、都市部において自然の森を育て、生態系を再生させるという壮大な課題に取り組む公的主体として模範となるよう環境保全に積極的に貢献する。

また、廃棄物等の削減、リサイクルの推進などを図るため、環境保全に関する計画を定める。

③ 地域社会への積極的な貢献

機構は、入園者本位の快適な環境形成のための施設整備を進めることとし、特に身体障害者、高齢者に対してやさしい公園とする。

また、子供から大人までを対象とした各種の学習機会を提供する。

さらに、公園を地域における広域避難場所等として提供するなど、地方公共団体の防災行政に積極的に貢献する。

(2) 基金に関する事項

① 効果的な助成金の交付

機構は、助成の対象、重点事項等を明確にし、効果的な助成金の交付を行う。

② 助成金の交付に係る選考手続き等における客観性及び透明性の確保

イ 機構は、助成金の交付に係る選考手続き等に関し、客観性及び透明性の確保を図るため、第三者機関による採択基準の策定、採択の審査を行う体制を構築する。

ロ 機構は、申請者の利便性を考慮し、ホームページ等に助成要綱及び採択基準を公開するとともに、申請状況並びに助成先、助成額及び助成理由等の採択結果を公開する。

また、助成を受けた団体の経理状況や助成事業の成果等について、調査を行うとともに、助成内容・交付先等についてホームページ等により公表し、透明性の確保に努める。

ハ 機構は、助成を受けた事業が基金により行われているものであることが、広く社会に浸透するよう工夫を行う。

(3) 基金の運用及び管理における客観性及び透明性の確保

① 機構は、基金の運用及び管理において、安全性に十分留意する。

② 機構は、基金により生じた運用益の用途を明確にする。

4. 財務内容の改善に関する事項

機構は、業務運営の効率化により経費を削減するとともに、業務内容に応じて可能な範囲で収入の増大に努めることにより、健全な財務内容を維持する。

(1) 公園に関する事項

機構は、公園入場料等収入を、中期目標の期間内の平均で平成14年度実績（1,210百万円）よりも増加させる。

(2) 基金に関する事項

機構は、基金の実質的価値を保全するため、各事業年度において運用利益金の未使用分を積立金として計上し、中期目標期間終了時に積立金の基金への組み入れを行う。

5. その他業務運営に関する重要事項

(1) 人事に関する計画

機構は、業務運営の効率化、業務の質の向上に関する目標の達成を図るため、職員の資質の向上のための研修及び確実かつ効率的な業務処理に則した人事に関する計画を定め、それを着実に実施し、必要な見直しが行えるよう毎年度実績評価を行うものとする。

(2) 施設及び設備に関する計画

機構は、業務運営の効率化及び業務の質の向上に関する目標の達成を図るため、費用対効果や事業全体の収支などを総合的に勘案し、安全性に配慮した施設、設備に関する計画を定め、確実に実施し、必要な見直しが行えるよう毎年度実績評価を行うものとする。